

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度 平成 20 年 度

条 例 名	神奈川県行政書士試験手数料条例		
条 例 番 号	平成12年神奈川県条例第3号	法 規 集	第1編第9章第2節
所 管 部 局 室 課	総務部法務文書課		
条 例 の 概 要	行政書士法第3条に基づいて実施を義務付けられている行政書士試験に係る手数料に関し、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	行政書士試験の施行に関する事務は、行政書士試験の受験者という特定の者のために行うものであり、その事務に係る手数料に関する事項を定めた条例は必要である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	行政書士試験の施行に関する事務に係る手数料の額は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定めがあり、本県においては政令で定める額と異なる額を定める特段の事情がないことから、本条例において同額の手数料を定めている。 また、本条例では、指定試験機関が行う行政書士試験を受ける場合の手数料の取扱いを定めており、指定試験機関に委任するなど行政書士試験の円滑な実施のために有効な規定となっている。	手数料の推移 H12. 4. 1 7,000円 H 8. 4. 1 6,900円 H 5. 4. 1 6,600円 H 2. 4. 1 5,500円
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	行政書士試験の施行に関する事務については、合格の決定に関する事務を除き、指定試験機関に委任し、効率的に事務を執行している。	受験者数 19年度 3,193名 18年度 3,712名 17年度 4,900名 16年度 4,884名 15年度 2,884名
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	行政書士試験の施行に関する事務については、合格の決定に関する事務を除き、指定試験機関に委任して行っており、「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	行政書士法及び地方自治法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
その他			
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項 国において政令の改正が行われた場合には適宜必要な見直しを行う。
	次回見直し予定	平成 25 年 度	見直し規定の有無 有 (無)